

長崎市商店街等繁盛店創出事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、商店街等の既存店舗の集客力向上のための商品、サービス又は販売方法の改善事業等の取組みを推進し、まちの変革による交流人口の拡大を背景として今後増加が見込まれる来訪客を商店街等へ誘引する繁盛店を生み出し、ひいては商店街等のにぎわいの創出につなげるため、中小企業者に対し、予算の範囲内において、長崎市商店街等繁盛店創出事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街等 次に掲げるものをいう。

ア 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会
イ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
ウ 任意の商店街団体又は小売市場（定款又は規約に代表者の定めがあり、かつ、10者以上の事業者で構成されるものに限る。）

(2) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(3) 日本標準産業分類 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められたものをいう。

- (4) 支援機関 長崎県よろず支援拠点、長崎商工会議所、長崎市北部商工会、東長崎商工会及び長崎南商工会をいう。
- (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助金の交付の申請日の属する会計年度（以下「実施年度」という。）の2月末日までに完了し、商店街等のにぎわい創出につながる事業であって、次に掲げる事業とする。

- (1) 店舗の集客力を向上するための商品、サービス又は販売方法の改善事業

- (2) 前号の事業と併せて実施する店舗改装、店内レイアウトの変更、広告宣伝、DX活用等の事業

- (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす中小企業者とする。

- (1) 本市内の商店街等に開店してから1年以上位置し、かつ、商店街等の組織に加入している店舗を営んでいること。

- (2) 日本標準産業分類において、主たる業種として別表に掲げる業種を営んでいること（主たる業種が対象外業種であっても、主たる業種を同表に掲げる業種に業種転換する事業を実施する場合は補助対象とする。）。

- (3) 来店を伴う店舗を営んでいること。

- (4) 原則として週5日以上かつ1日6時間以上（午前10時から午後7時までの間に1時間以上）営業を行っていること。

- (5) 本市内の商店街等の中に位置し、かつ、周辺に4軒以上の商業活動を供している店舗が存すること。

(6) 支援機関による経営支援を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 国、県、市等が行う類似の補助制度の適用を受けているもの
- (2) 営業に関して必要な許認可を取得していないもの
- (3) 政治団体又は宗教活動を目的とするもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び公序良俗に反すると認められる事業を営む者を構成員に含むもの
- (5) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗内に位置する店舗で補助対象事業を実施しようとするもの
- (6) その他市長が適当でないと認めるもの
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 需用費
 - (2) 役務費
 - (3) 委託料
 - (4) 工事請負費
- (補助金の額及び交付の回数)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た金額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。

2 補助金の交付の回数は、同一年度内において、補助対象者につき1回

を限度とする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の期日は、実施年度の12月末日とする。

2 規則第3条第1項第1号の事業計画書は、商店街等繁盛店創出事業計画書（第1号様式）とする。

3 規則第3条第1項第2号の收支予算書は、商店街等繁盛店創出事業收支予算書（第2号様式）とする。

4 補助対象者が個人の場合は、規則第3条第2項の規定により、同条第1項第3号の書類の添付は、省略するものとする。

5 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 支援機関による支援確認書（第3号様式）
- (2) 事業費の算出根拠となる書類
- (3) 店舗の位置図及び店舗内外の写真
- (4) 商店街等の組織に加入していることを証する書類
- (5) 営業許可書、届出の写し等（営業許可、届出等の必要な業種を営む者に限る。）

6 補助金を申請しようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第5条第1項第1号の市長が認める軽微な変更は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 補助金の交付の目的の達成及び既に交付の決定を受けた事業計画に基づく補助対象事業の遂行に支障のない範囲の変更であること。
- (2) 補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更であって、補助金の増額を伴わないものであること。

(交付の条件)

第9条 規則第5条第1項第4号の市長が必要があると認める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1件当たりの予定価格が10万円を超える支出については、入札又は見積合せを実施した上で契約の相手方を決定すること。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第6号から第9号までのいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (2) 補助対象事業に係る収支を明らかにした帳簿及び関係書類を備え、実施年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条第1項の別に定める期日は、規則第6条第1項の規定による通知を受領した日から起算して15日を経過した日とする。

(実績報告書)

第11条 規則第12条の別に定める期日は、補助対象事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は実施年度の3月8日（同日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その休日以後最初の休日でない日）のいずれか早い日とする。

2 規則第12条第1号の収支計算書は、商店街等繁盛店創出事業収支決算書（第4号様式）とする。

3 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 商店街等繁盛店創出事業報告書（第5号様式）
- (2) 補助対象経費の支出が確認できる領収書等の証拠書類の写し
- (3) 事業実施が確認できる写真（改善を行った商品、サービス又は販売方法が確認できるもの）
- (4) 店舗の改裝等に係る図面及び写真（店舗の改裝等を行った者に限る。）

（財産の処分の制限）

第12条 規則第19条第2号及び第3号の別に定めるものは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）に定められた資産とする。

2 規則第19条ただし書の市長が別に定める期間は、省令で定められた資産の耐用年数とする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 第7条第6項ただし書の規定により補助金の交付の申請した者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、仕入れに係る消費税等相当額報告書（第6号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させるものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項

は、市長が別に定める。

附 則（令和6年1月25日告示第28号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

区分	業種
小売業	各種商品小売業
	織物・衣服・身の回り品小売業
	飲食料品小売業
	機械器具小売業
	その他の小売業
飲食サービス業	飲食店
	持ち帰り・配達飲食サービス業
生活関連サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業
	その他の生活関連サービス業

第1号様式（第7条関係）

商店街等繁盛店創出事業計画書

1 申請者情報

商号又は名称	
代表者職・氏名	
設立年月日	
資本金	
常時雇用する従業員数	人 (うちパートアルバイト等： 人)
担当者職・氏名	
担当者T E L	
担当者メールアドレス	

2 事業を実施する店舗情報

店舗名称	
店舗所在地	
主たる業種	<input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業
店舗開店日（移店したこと がある場合は現在の場所に 移店した日）	
店舗月額賃借料	
店舗所有者（貸主）	
営業時間	
店休日	
加入している商店街等の組 織名	

3 実施する事業の内容

店舗の課題 (物価高騰等の経済情勢の 影響についても記載するこ と。)	
--	--

改善する商品、サービス又は販売方法の内容	
商品、サービス又は販売方法の改善と併せて行う事業	<input type="checkbox"/> 店舗改装 <input type="checkbox"/> 店内レイアウトの変更 <input type="checkbox"/> 広告宣伝 <input type="checkbox"/> DX活用 <input type="checkbox"/> その他（ ）)
実施する事業の効果 (店舗が所在する商店街等へ与える効果も含む。)	

4 成果指標

成果指標名	基準値	目標値
	[年 月]	[年 月]
	[年 月]	[年 月]

5 事業スケジュール

第2号様式（第7条関係）

商店街等繁盛店創出事業収支予算書

(収入の部)

(単位：円)

項目	予算額	摘要
補助金		
自己資金及び金融機関借入		
合計		

(支出の部)

(単位：円)

項目	予算額			摘要
	補助対象 経費	補助対象 外経費	計	
合計				

第3号様式（第7条関係）

支援機関による支援確認書

年 月 日

長崎市長様

支援機関名称

支援者 職・氏名

印

長崎市商店街等繁盛店創出事業費補助金交付要綱第7条第5項第1号の規定による支援内容は次のとおりです。

支援した店舗の名称	
支援回数	
支援開始日	
支援終了日	
店舗の現況及び課題	
助言内容	

第4号様式（第11条関係）

商店街等繁盛店創出事業収支決算書

(収入の部)

(単位：円)

項目	精算額	摘要
補助金		
自己資金及び金融機関借入		
合計		

(支出の部)

(単位：円)

項目	精算額			摘要
	補助対象 経費	補助対象 外経費	計	
合計				

第5号様式（第11条関係）

商店街等繁盛店創出事業報告書

1 実績概要

店舗名称	
店舗所在地	
主たる業種	<input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業
改善した商品、サービス又は販売方法の内容	
商品、サービス又は販売方法の改善と併せて行った事業	<input type="checkbox"/> 店舗改裝 <input type="checkbox"/> 店内レイアウトの変更 <input type="checkbox"/> 広告宣伝 <input type="checkbox"/> DX活用 <input type="checkbox"/> その他（ 【事業の詳細】
実施した事業の効果 (店舗が所在する商店街等へ与える効果も含む)	
今後の予定	

2 成果指標

成果指標名	基準値	目標値	実績値
	[年 月]	[年 月]	[年 月]
	[年 月]	[年 月]	[年 月]

3 成果指標に対する自己評価

第6号様式（第13条関係）

年　月　日

（あて先）長崎市長

補助事業者
住 所
氏 名

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 号により補助金の交付決定があった事業について、仕入れに係る消費税等相当額が確定したので、次のとおり報告します。

1 事業名

2 補助金の確定額 金 円

3 補助金の確定時における仕入れに係る消費税等控除額 金 円

4 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等控除額 金 円

5 補助金返還相当額（4 - 3） 金 円

6 添付書類